**平成２２年（フ）第５５０１号**
大阪市東成区中道２丁目12番15―5011号
債務者　牛嶋　光章
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５５１４号**
大阪府東大阪市荒本北１丁目７番10―７Ｄ号ナンソーコーポ７Ｄ号
債務者　山口　　徹
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５５２０号**
大阪府池田市五月丘２丁目３番14―619号
債務者　大矢　博道
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６８号**
北海道北見市北上29番地１　サンクレストハイツＡ105号
債務者　中川　昭道
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第６６号**
青森県上北郡おいらせ町洋光台３丁目３番地９
債務者　名久井千秋
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第７１号**
青森県十和田市大字奥瀬字下川目２番地26奥瀬団地３号
債務者　川畑　俊幸
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第７２号**
青森県十和田市大字切田字横道45番地
債務者　畑山　麻衣
1　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第３４４号**
岩手県二戸市石切所字枋ノ木32番地１
債務者　佐々木秀一郎
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第４４７号**
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字大緩60番地８ヴィオラＳＩＮ　Ｂ―101号
債務者　澤出貴久美
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第４５１号**
岩手県紫波郡紫波町桜町字中桜10番地　ベルチェリーＩ棟103
債務者　下井　浩三
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第４５２号**
岩手県紫波郡紫波町桜町字中桜10番地　ベルチェリーＩ棟103
債務者　下井　愛子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１０１号**
福島県喜多方市豊川町一井字才ノ神979番地２
債務者　上野　武男
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２２年（フ）第１６９号**
群馬県藤岡市藤岡1309番地36
債務者　堀越　陽子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第１９９号**
群馬県高崎市下之城町804番地４
債務者　内村　剛志
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第２０３号**
群馬県藤岡市下戸塚83番地６
債務者　野田　正巳
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第５０６号**
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目28番地４高橋マンション405
債務者　岡野　久男
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第５２５号**
埼玉県所沢市和ケ原３丁目314番地の16
債務者　渡邉　和美（旧姓礒嵜）
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第１９５号**
千葉県成田市並木町215番地42
債務者　杉浦　雅博
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部